

建 技 第 5 6 4 号
建 工 第 6 1 号
令 和 2 年 3 月 1 6 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長
工事検査課長

Web 会議の活用について（通知）

建設生産プロセスの生産性向上の取組の一環として、ICT活用による業務効率化のため、下記のとおり Web 会議を活用することとしたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 実施資料

Web 会議の活用に関する実施要領

2. 適用

通知日より適用する。

担 当：建設ICT推進班 芹澤
電話番号：054-221-2128

Web 会議の活用に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設関連業務の打合せ等において、受注者及び監督員の業務効率化を図るため、Web 会議システムの活用について必要な事項を定めるものである。

(対象業務)

第2条 建設関連業務委託（測量、設計業務等、地質・土質調査）を対象とする。

(適用)

第3条 インターネットを通じて映像・音声のやり取りや資料の共有をリアルタイムで行う Web 会議システムを利用することで、電子メール等による打合せ等に替えることができるものとする。

設計図書に明示された打合せ（対面）は、適用対象外とするが、特別な事情があり、監督員が認める場合においては、適用対象としてもよい。

(実施方法)

第4条 受注者は、Web 会議を活用する場合、以下の作業を実施する。

(1) 実施計画

受注者は、業務計画において、利用するアプリケーションまたはサービス、Web 会議の実施に関する監督員との連絡調整方法等について、業務計画書に記載する。

(2) 実施記録

受注者は、書面（打合せ記録簿）により Web 会議の記録を行うものとする。

(機材等の手配・仕様)

第5条 受注者は、Web 会議に必要となる通信回線及び端末等の準備を行うものとする。

2. 発注者は、発注者が保有するインターネット通信可能な端末を利用する。

3. 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有する端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 Web 会議の機材等の手配に要する経費は、直接経費（積上計上するものを除く）に含まれるものとし、別途計上しない。

(検証)

第7条 Web 会議の活用による効果、課題について把握するため、Web 会議を実施した受注者及び監督員に対し、必要に応じて調査を実施する。

附 則

この要領は、令和2年3月16日から施行する。